

答申第 1133 号

諮問第 1799 号

件名：教員の非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 6 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が令和 6 年 2 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、「〇〇市立〇〇小学校教諭による「児童への体罰」及び西三河教育事務所管内中学校教諭による「行き過ぎた強い指導（体罰）及び不適切な指導」関係文書」について、被害児童生徒の個人特定情報部分を除き開示すべきである旨述べているところ、これら 2 つの事案に係る文書は、本件一部開示決定において特定した文書のうち、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 12 までである。したがって、本件審査請求の対象となる行政文書は文書 1 から文書 12 までであると解されることから、以下、これらの文書を本件行政文書として、別表の 3 欄に掲げる部分の不開示理由等について述べる。

本件行政文書のうち、文書 1 から文書 7 までは、県教育委員会が令和 6 年 2 月 2 日付けで自校児童に対する体罰により戒告とした職員（以下「A 職員」という。）の処分について、文書 8 から文書 12 までは、同日付けで自校生徒に対する体罰等により戒告とした職員（以下「B 職員」という。）の処分に

ついて、県教育委員会が作成又は取得した次の文書である。

ア 文書 1 について

文書 1 は、発生した非違行為について、当該非違行為を行った A 職員の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で〇〇市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に報告し、市教育委員会が西三河教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出した鑑文及び非違行為に関する速報である。

これらの文書のうち、県教育事務所長及び市教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為に関する速報には、報告者の職名及び氏名、加害職員の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2 及び文書 8 について

文書 2 及び文書 8 は、非違行為に関する速報を提出した後、当該非違行為を行った職員（以下「加害職員」という。）の所属校の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由して県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長及び市町村教育委員会の鑑文、非違行為報告書、加害職員、教頭（文書 2 のみ）及び被害生徒保護者（文書 8 のみ）の申立書並びに校長の意見書から構成されている。

これらの文書のうち、県教育事務所長及び市町村教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名及び氏名、加害職員の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置、相手の状況等が、加害職員及び教頭の申立書には当該職員の所属名、職名、氏名、申立ての内容等が、被害生徒保護者の申立書には保護者の氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属名、氏名、意見等が記載されている。

ウ 文書 3 及び文書 9 について

文書 3 及び文書 9 は、加害職員の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

これらの文書には、事案の種別、発生日月日、発生場所、審査対象者の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（処分すべき理由及び考慮事項等、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会会長及び委員の人事考査委員会事務局処分案に対する可否並びに人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

エ 文書 4 及び文書 10 について

文書 4 及び文書 10 は、県教育委員会が加害職員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文及び決裁済起案書、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長の副申並びに市町村教育委員会の鑑文、内申及び意見書で構成されている。

これらの文書のうち、起案文及び決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、辞令案には加害職員の職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には加害職員の所属名、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、市町村教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、内申には標題、内申内容等が、意見書には市町村教育委員会の意見等が記載されている。

オ 文書 5 及び文書 11 について

文書 5 及び文書 11 は、県教育委員会が加害職員の所属校の校長の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文及び決裁済起案書、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長の進達並びに市町村教育委員会の鑑文、協議及び意見書で構成されている。

これらの文書のうち、起案文及び決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、通知案には標題、通知内容等が、進達には標題、進達内容等が、市町村教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、協議には標題、協議内容等が、意見書には市町村教育委員会の意見等が記載されている。

カ 文書 6 について

文書 6 は、県教育委員会が加害職員の所属校の教頭の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文及び決裁済起案書、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長の進達並びに市教育委員会の鑑文、協議及び意見書で構成されている。

これらの文書のうち、起案文及び決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、通知案には標題、通知内容等が、進達には標題、進達内容等が、市教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、協議には標題、協議内容等が、意見書には市教育委員会の意見等が記載されている。

キ 文書 7 及び文書 12 について

文書 7 及び文書 12 は、県教育事務所長が、加害職員に対し懲戒処分に係る辞令書交付を実施した結果並びに市町村教育委員会が校長及び教頭（文書 7 のみ）に対する処分を実施し県教育事務所に報告した結果について、県教育委員会に報告したものであり、県教育事務所の鑑文及び報告並びに市教育委員会の鑑文、報告及び処分内容（口頭訓告において言い渡し

た内容)から構成されている。

これらの文書のうち、県教育事務所及び市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}には文書番号、報告年月日、宛名、標題、報告内容等が、報告には処分を実施した日時及び場所、処分者、被処分者、処分内容、立会者等が、処分内容には被処分者の所属、氏名、処分内容、処分理由等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、クラスその他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした加害職員の氏名、生年月日及び所属名、校長の氏名、生年月日、年齢及び所属名、教頭の生年月日及び年齢、加害職員が所属する学校を所管する市町村教育委員会の名称、担当、教育長及び職員の職名及び氏名、連絡先並びに市町村区分、発生場所、被害児童生徒の氏名、年齢及びクラス、関係職員及び警察職員の氏名、文書番号、大会等の名称及び開催日、部員の人数その他被害児童生徒の所属が分かる部分、処分場所（以下「加害職員の氏名等」という。）は、加害職員、被害児童生徒その他特定の個人が識別できる情報である。

イ 被害状況について分かる部分、個人の体調及び状況について分かる部分（以下「被害状況等について分かる部分」という。）として不開示とした、被害状況や被害児童生徒の状況について具体的に記載された部分、被害生徒の家族の状況が分かる部分及び加害職員の体調について分かる部分は、通常他人に知られたくない個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

また、申立書、意見及び処分経過が記載された部分として不開示とした加害職員、教頭及び被害生徒保護者の申立書、校長、市町村教育委員会及び県教育事務所長の意見、処分経過（以下「加害職員の申立書等」という。）は、個人の心情等が詳細に記載されており、これらは個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

さらに、聞き取り内容、個人の言動、内心及びやり取りについて分かる部分として不開示とした、生徒からの聞き取り内容並びに生徒及び保護者の発言内容、心情、意見及びやり取り（以下「生徒からの聞き取り内容等」という。）には、個人の心情及び発言内容等が詳細に記載されており、これらは個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

ウ よって、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

エ 県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいてその概要を公表しているところであるが、同基準においては、原則として所属名、職名、職級、年齢及び性別を公表することとし、①免職の事案、②氏名を既に捜査機関が発表している事案、③故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案のいずれかに該当するものについては、原則として氏名も公表することとしている。ただし、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしている。

A 職員及びB 職員の事案については、①免職にはなっておらず、②及び③にも該当しなかったため、これらの職員の氏名は公表されていない。また、B 職員の事案については、被害生徒側が公表を望まなかったこと、被害生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることなどを総合的に考慮して、当該公表基準の「例外」に当たるものとして、加害職員の所属名及び管轄する市町村教育委員会を非公表としたものである。

さらに、被害状況等について分かる部分、加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等は、一般に公表される取扱いではない。

よって、加害職員の氏名等、被害状況等について分かる部分、加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

オ 審査請求人は「確定した過去の「処分」事実を不開示にする合理性がない。」と主張しているが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではなく、これらの情報は、同号ただし書ハに該当しない。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハの適用を除外されているところ、本件文書の警察職員の個人の氏名については、当該規則で定める職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当しない。

カ 人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

キ 以上のことから、加害職員の氏名等、被害状況等について分かる部分、加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であり、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報である。

加害職員の申立書等を公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがあり、生徒からの聞き取り内容等についても、公にすることが前提となれば、正確な事実関係の把握に必要である率直かつ具体的な供述を被害児童生徒とその家族等から得ることが今後困難となるおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件審査請求の対象となる本件行政文書の構成及び内訳は、別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであると認められる。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、本件懲戒処分は既に確定したことであり、不開示とする合理性がなく、基本的に被害児童生徒の個人特定情報部分を除き広く開示すべきである等と主張している。

よって、本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分を見分したところ、加害職員の氏名、生年月日及び所属名、校長の氏名、生年月日、年齢及び所属名、教頭の生年月日及び年齢、加害職員が所属する学校を所管する市町村教育委員会の名称、担当、教育長及び職員の職名及び氏名、連絡先並びに市町村区分、発生場所、被害児童生徒の氏名、年齢及びクラス、関係職員及び警察職員の氏名、文書番号、大会等の名称

及び開催日、部員の人数その他被害児童生徒の所属が分かる事項、処分場所が記載されていた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分のうち、被害状況について分かる部分、個人の体調及び状況について分かる部分には、被害状況や被害児童生徒及びその家族の状況並びに加害職員の体調が具体的に記載されており、加害職員、教頭及び被害生徒保護者の申立書、校長及び市町村教育委員会の意見並びに処分経過が記載された部分のうち処分すべき理由及び考慮事項等には、個人の心情等が詳細に記載されており、生徒からの聞き取り内容並びに生徒及び保護者の発言内容、心情、意見及びやり取りには、個人の心情及び発言内容等が詳細に記載されていた。これらは、通常他人に知られたくない個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

a 同号ただし書イ該当性について

実施機関によれば、A職員及びB職員の事案については、免職にはなっておらず、氏名を既に捜査機関が発表している事案や故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案に該当しなかったため、これらの職員の氏名は公表されておらず、また、B職員の事案については、被害生徒側が公表を望まなかったこと、被害生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることなどを総合的に考慮して、実施機関が定める懲戒処分の公表基準の例外に当たるものとして、加害職員の所属名及び管轄する市町村教育委員会を非公表としたとのことである。

当審査会においてA職員及びB職員に係る処分に関する公表資料を確認したところ、A職員に係るものについてはA職員の氏名等が公表されておらず、B職員に係るものについてはB職員の氏名その他、所属名等は公表されていないことから、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと認められる。

よって、これらの情報は、同号ただし書イには該当しない。

b 同号ただし書ハ該当性について

(a) 職員が処分を受けたことについて

実施機関によれば、職員が処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではなく、これらの情報は、同号ただし書ハに該当しないとのことである。

当審査会において検討したところ、職員の処分についての情報は、職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、同号ただし書ハには該当しない。

(b) 警察職員の氏名について

実施機関によれば、文書 1 に記載された個人の氏名は警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名であり、同号ただし書ハに該当しないとのことである。

当審査会において検討したところ、当該個人の氏名は警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名であり、規則第 3 条の 2 で定める職にある警察職員であることから、同号ただし書ハに該当しない。

c また、これらの情報が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(ウ) したがって、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

当審査会において、加害職員の申立書等及び生徒からの聞き取り内容等を見分したところ、これらの部分は、処分内容を決定するための審議及び検討に関する情報であると認められ、加害職員の申立書等については、公にすることにより、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがあり、生徒からの聞き取り内容等については、公にすることにより、被害生徒やその家族等から正確な事実関係の把握に必要である率直かつ具体的な供述を得ることが今後困難になるおそれがあるなど、非違行為の発生における諸般の事情を客観的に把握することができなくなることで、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 実施機関のその他の主張について

別表の 3 欄の処分経過が記載された部分のうち処分すべき理由及び考慮事項等を除く部分及び県教育事務所長の意見は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張

別表の 3 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書1 教員の非違行為に関する速報について（送付）（令和5年10月27日付け）	県教育事務所 の鑑文		
	市教育委員会 の鑑文		
	非違行為に関する速報	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名及び生年月日 ・ 発生場所その他被害児童のクラスが分かる部分 ・ 警察職員の氏名 	条例第7条第2号
文書2 教員の非違行為について（送付）（令和5年11月15日付け）	県教育事務所 の鑑文		
	市教育委員会 の鑑文		
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 ・ A 職員の氏名及び生年月日 ・ 被害児童の氏名、年齢及びクラス ・ 関係職員の氏名 ・ 警察職員の氏名 ・ A 職員の体調について分かる部分 ・ 被害児童の状況について分かる部分 	条例第7条第2号
	A 職員の申立書	全て	条例第7条第2号及び第6号
	教頭の申立書	全て	条例第7条第2号及び第6号
	校長の意見書	校長の意見	条例第7条第2号及び第6号
	文書3 審査表（令和		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 ・ A 職員の氏名及び生年月

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
6年1月23日 付け)		日 ・校長及び教頭の生年月日 及び年齢 ・被害児童のクラスが分かる部分	
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号 及び第6号
文書4 教員の処分について（令和 6年1月25日 起案）	起案文及び決 裁済起案書	処分経過が記載された部 分	条例第7条第2号 及び第6号
	辞令案、処分 事由説明書案 及び通知案	A 職員の氏名	条例第7条第2号
	教員の処分について（副 申）	県教育事務所長の意見	条例第7条第2号 及び第6号
	市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文		
	教員の処分について（内 申）	A 職員の氏名	条例第7条第2号
		処分経過が記載された部 分	条例第7条第2号 及び第6号
意見書	市教育委員会の意見	条例第7条第2号 及び第6号	
文書5 校長の処分について（令和 6年1月26日 起案）	起案文及び決 裁済起案書	処分経過が記載された部 分	条例第7条第2号 及び第6号
	通知案		
	校長の処分について（進 達）		
	市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文		
	公立学校長の 処分について （協議）	A 職員の氏名	条例第7条第2号
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号 及び第6号
意見書	市教育委員会の意見	条例第7条第2号 及び第6号	

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書6 教員の処分について（令和6年1月26日起案）	起案文及び決裁済起案書	処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号
	通知案		
	教頭の処分について（進達）		
	市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文		
	教頭の処分について（協議）	A 職員の氏名 処分経過が記載された部分	条例第7条第2号 条例第7条第2号及び第6号
	意見書	市教育委員会の意見	条例第7条第2号及び第6号
文書7 教員及び校長、教頭の処分について（報告）（令和6年2月5日付け）	県教育事務所 <small>かがみ</small> の鑑文		
	〇〇市立〇〇小学校教諭の処分について	A 職員の氏名	条例第7条第2号
	市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文		
	公立学校長の処分について（報告）		
	口頭訓告	A 職員の氏名	条例第7条第2号
	市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文		
	教員の処分について（報告）		
	口頭訓告		
文書8 教員の非違行為について（送付）（令和5年11月）	県教育事務所 <small>かがみ</small> の鑑文	・市町村教育委員会の名称	条例第7条第2号
	市町村教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文	・文書番号 ・市町村教育委員会の名称、担当及び連絡先	条例第7条第2号

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
10 日付け)	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名、生年月日及び所属名 ・ 校長の氏名 ・ 発生場所 ・ 被害生徒の氏名その他被害生徒が識別できる部分 ・ 大会等の名称及び開催日 ・ 関係職員の氏名 ・ 部員の人数 ・ 市町村教育委員会の名称及び市町村区分 ・ 被害状況について分かる部分 ・ 被害生徒及び家族の状況が分かる部分 	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒からの聞き取り内容 ・ 生徒及び保護者の発言内容、心情、意見及びやり取りについて分かる部分 	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
	B 職員の申立書	全て	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
	校長の意見書	校長の氏名及び所属名	条例第 7 条第 2 号
		校長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
被害生徒保護者の申立書	全て	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 9 審査表（令和 6 年 1 月 23 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 ・ B 職員の氏名、生年月日及び所属名 ・ 校長の氏名、生年月日及び所属名 ・ 被害状況について分かる部分 	条例第 7 条第 2 号
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書 10 教員の処分について（令和6年1月26日起案）	起案文及び決裁済起案書	市町村教育委員会の名称 処分経過が記載された部分	条例第7条第2号 条例第7条第2号及び第6号
	辞令案、処分事由説明書案及び通知案	・B職員の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称	条例第7条第2号
	教員の処分について（副申）	市町村教育委員会の名称	条例第7条第2号
		県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号
	市町村教育委員会の鑑文 <small>かがみ</small>	・文書番号 ・市町村教育委員会の名称、担当及び連絡先	条例第7条第2号
	教員の処分について（内申）	・文書番号 ・B職員の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称、担当、連絡先、市町村区分その他市町村教育委員会の名称が分かる部分	条例第7条第2号
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号
	意見書	市町村委員会の名称	条例第7条第2号
市町村教育委員会の意見		条例第7条第2号及び第6号	
文書 11 校長の処分について（令和6年1月26日起案）	起案文及び決裁済起案書	処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号
	通知案	・校長の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称	条例第7条第2号
	校長の処分について（進達）	市町村教育委員会の名称	条例第7条第2号
	市町村教育委員会の鑑文 <small>かがみ</small>	・文書番号 ・市町村教育委員会の名称、担当及び連絡先	条例第7条第2号

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・B 職員の氏名及び所属名 ・校長の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称、担当及び連絡先 	条例第 7 条第 2 号
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
	意見書	市町村教育委員会の名称	条例第 7 条第 2 号
		市町村教育委員会の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 12 教員及び校長の処分について（報告） （令和 6 年 2 月 5 日付け）	県教育事務所の鑑文 ^{かがみ}	市町村教育委員会の名称	条例第 7 条第 2 号
	中学校教諭の処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・B 職員の氏名及び所属名 ・校長の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称及び職員の氏名 ・処分場所 	条例第 7 条第 2 号
	市町村教育委員会の鑑文 ^{かがみ}	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・市町村教育委員会の名称、担当及び連絡先 	条例第 7 条第 2 号
	校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の氏名及び所属名 ・市町村教育委員会の名称並びに教育長及び職員の氏名 ・処分場所 	条例第 7 条第 2 号
	口頭訓告	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属名 ・B 職員の氏名 ・市町村教育委員会の名称及び市町村区分 	条例第 7 条第 2 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 6 . 2 1	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 1 1 . 1 4 (第 695 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 1 2 . 1 7 (第 697 回審査会)	審議
7 . 1 . 2 9	答申